

奈良県立奈良北高等学校 いじめ防止基本方針

はじめに（学校の方針について）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を与え、その生命又は身体に危険を生じさせる恐れがある重大な人権問題である。

このことから、本校では、生徒の尊厳を守るため、これまでの人権教育を教育の大きな柱と位置付け、いじめの防止や早期発見等の取組を進めていく。

「自分はかけがえのない存在である」と感じることに、あるいは他の人の大切さを認めること、また、多様な見方や考え方を受け入れることは、生きていく上で、何より重要である。他者から愛され信頼されているという環境の中で、自分の良さを実感し、自分は周囲の人に役立っていると思える気持ちをもつことは、自分や相手を大切にしようとする姿勢につながり、いじめを許さない態度につながる。また、善悪を正しく判断し、自他の尊厳を守るため、自信をもって行動できる力を身に付けさせることは、教育において最重要であると考えている。

本校では、いじめは、いつでもどこにおいても起こりえるものであるという前提に立ち、

- ① いじめをしない・いじめをさせない・いじめを許さない子供を育成すること
- ② 家庭とともに「生き抜く力」を育むこと
- ③ いじめの未然防止に取り組むこと
- ④ いじめの早期発見に努めるとともに、いじめの疑いがある場合は、家庭や関係機関と連携協力し、早期対応を図ること
- ⑤ 教職員がその責任と役割を明確に自覚し、決していじめを許さず、子どもをいじめから守り抜く姿勢を貫くこと

以上を基本的な考え方とし、具体的な方策を効果的に推進する。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条に規定）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① 行為者も客体も児童生徒であること
- ② 行為者と客体の間に一定の人間関係が存在すること
- ③ 行為者が客体に対して心理的または物理的な影響を与える行為をすること
- ④ 当該行為の結果として客体が心身の苦痛を感じることに

(2) いじめの認知に関する考え方

- いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するもので、例えば、言い過ぎてしまい相手を傷つける、自分勝手な行動をとって反感を買うなど、成長の過程で様々な失敗を経験し、中にはいじめに該当するものもしばしば含まれる。
- いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじ

めであっても組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげること。

- 生徒間のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべき可能性がある可能性を踏まえ、いじめの定義に従い適切に判断すること。
- 初期段階のものも含めて積極的に把握することが、その解消に向けた取組であることを理解し、被害生徒の立場に立った対応をすること。

2 いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織（いじめ防止対策推進法第22条関係）

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。【別紙1】

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、生徒への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。【別紙2】

3 いじめの問題への取組

組織対応・いじめの防止等の取組を別に定める。【別紙1】【別紙2】

(1) 未然防止

いじめの問題への取組は、多くの生徒が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。

「こころの郵便箱」の活用

(3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害生徒等を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害生徒に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

(4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

4 重大事態への対応

生徒等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに県教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

なお、事態によっては、県及び県教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

5 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施する必要があることから、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。